

教育委員会広報誌広告掲載要領

(趣旨)

第1条 教育委員会広報誌「教育だよりかわさき」への広告掲載に関し必要な事項は、川崎市広告掲載要綱及び川崎市広告掲載基準のほか、この要領によるものとする。

(広告掲載することができない業種又は業者)

第2条 川崎市広告掲載基準第3条に加え、次に掲げる業者又は業種の広告は、掲載しないものとする。

- (1) 私立学校、学習塾及び珠算・英会話・書道・音楽・絵画・バレエ・スポーツ教室等の業種、その他これらに準じるもの
- (2) 教科用図書、辞書、学習参考書及び問題集の発行者、その他これらに準じるもの
- (3) その他、子どもの健全育成の観点から好ましくないもの及び教育委員会が発行する広報誌の公共性、品位及び信頼を損なう恐れがあるもの

(広告の位置、規格等)

第3条 広告の位置は、裏表紙下とする。

- 2 規格は、1 枠縦70ミリメートル、横195ミリメートルとする。
- 3 枠数は、1 枠で、4色刷りとする。

(広告主及び広告内容、広告原稿に対する事前承認等)

第4条 教育委員会広報誌作成等委託業務受託者（以下、「受託者」という。）は、広告主及び広告内容、広告原稿を事前に市に報告し、市の承認を受けるものとする。

- 2 広告主を募る際には、市があっせん及び媒介をしているような誤解を招くことがないように執り行うこととする。

(広告の内容等の審査)

第5条 教育長は、川崎市広告掲載要綱及び川崎市広告掲載基準、この要領に基づき、広告主及び広告内容、広告原稿について審査し、広告掲載の可否を決定するものとする。

(広告に関する責任)

第6条 受託者は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 受託者は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを保証するものとする。
- 3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は受託者の責任及び負担において解決することとする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第7条 広告掲載に関する権利または義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは、継承させ、又はその権利を担保に供さないこととする。

附 則

この要領は、平成25年4月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年3月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年3月27日から施行する。